

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 トランス・コスモス株式会社

【英訳名】 transcosmos inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 奥田昌孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 経理財務本部長 野口誠

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 経理財務本部長 野口誠

【縦覧に供する場所】 トランス・コスモス株式会社 大阪本部
(大阪府大阪市北区曽根崎二丁目3番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第24期 第1四半期連結累計(会計)期間	第23期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(千円)	40,294,331	164,771,666
経常利益又は経常損失()	(千円)	488,255	3,677,819
四半期(当期)純損失()	(千円)	718,900	3,139,759
純資産額	(千円)	42,741,048	49,760,898
総資産額	(千円)	92,507,363	97,098,870
1株当たり純資産額	(円)	927.99	1,047.98
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	17.94	74.37
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)		
自己資本比率	(%)	39.4	44.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	17,455	760,788
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,660,781	12,533,161
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	976,102	5,091,545
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	12,552,923	14,821,707
従業員数	(名)	13,150	11,883

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当四半期および第23期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	13,150 〔18,794〕
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。
- 2 従業員数が前連結会計年度末より1,267名増加している主な要因は、当社における期中の新規採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	9,162 〔12,748〕
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 従業員数が前事業年度末より822名増加している主な要因は、期中の新規採用によるものです。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
情報サービス事業	39,956,958
コーポレートベンチャーキャピタル事業	
合計	39,956,958

(注) 金額は、販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
情報サービス事業	50,580,931	88,321,270
コーポレートベンチャーキャピタル事業		
合計	50,580,931	88,321,270

(注) 金額は、販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
情報サービス事業	40,025,744
コーポレートベンチャーキャピタル事業	268,586
合計	40,294,331

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、原油などエネルギー・原材料価格の高騰に歯止めがかからず企業収益や個人消費を圧迫していることに加え、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の後退懸念・金融不安も重なり、厳しい状況で推移いたしました。

このような社会環境のもと、当社グループの「デジタルマーケティングサービス」が関連する2007年度のわが国のインターネット広告市場は、電通の「2007年日本の広告費（2007年1月～12月）」によると、6,000億円を超え、なかでも企業が費用対効果を重視する傾向からSEM（サーチエンジンマーケティング）市場が1,282億円、前年比137.8%と市場拡大の牽引となっています。一方、モバイル広告も、携帯電話の加入者数増加に加え、3G端末の普及や通信料定額サービスの定着などを背景に接続速度の高速化・大容量化が進んだことから企業のプロモーション活動が活発化してきており、市場規模は621億円、前年比159.2%と市場全体の成長を後押ししています。また、「コールセンターサービス」については、日本流通産業新聞の「テレマーケティング売上高調査2007年版（2006年10月から2007年9月まで）」によると、業界上位30社の売上高合計が4,627億円、前回調査と比べて106.7%と拡大傾向にあり、また金融・通信分野をはじめとした規制緩和等を追い風に、コールセンターニーズは、引き続き順調に増加しております。

以上のような状況のもと、当第1四半期の連結業績は、売上高40,294百万円となり前年同期を上回る結果となりました。利益につきましては、将来の競争力強化に向けた先行投資費用の負担やコーポレートベンチャーキャピタル事業で営業損失を計上した結果、営業損失264百万円、経常損失488百万円、四半期純損失718百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

情報サービス事業につきましては、主力サービスであるコールセンターサービス事業を中心に受注が比較的堅調に推移したことから、売上高は、40,025百万円と前年同期を上回る結果となりました。営業利益につきましては、将来の競争力強化に向けた人員の増強と昨年度後半から積極的に行った設備への先行投資の結果、営業利益は、1,671百万円となり前年同期を下回る結果となりました。

コーポレートベンチャーキャピタル事業につきましては、売上高は268百万円、営業損失は479百万円となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

国内につきましては、情報サービス事業が堅調に推移したことから、売上高37,141百万円、営業利益1,393百万円となりました。

米国につきましては、売上高318百万円、営業損失221百万円となりました。

アジアにつきましては、売上高2,834百万円、営業利益63百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期の連結総資産は、前期末に比べ4,591百万円減少し92,507百万円となりました。このうち流動資産につきましては、4,664百万円減少し、54,091百万円となりました。これは当社における社債の償還、法人税等の納付を行ったことによる現金及び預金の減少および売掛金の減少が主な要因であります。固定資産につきましては、72百万円増加し、38,415百万円となりました。

また、負債の部につきましては、前期末に比べ2,428百万円増加し、49,766百万円となりました。これは、主に短期・長期借入金の増加によるものです。

純資産の部につきましては、前期末に比べ7,019百万円減少し、42,741百万円となり、自己資本比率は、

39.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の回収による収入が増加したものの、税金等調整前四半期純損失を計上したことや、法人税等の支払額により、17百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出などにより、2,660百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れによる収入の増加等により、976百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、前期末と比べ2,268百万円減少し、12,552百万円となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、環境の変化を恐れず実績とノウハウや最新技術をプロフェッショナルとして創意工夫で融合させてゆくことの出来る社員を抱える内発的エネルギーや、そこから生み出される様々な創造性でお客様企業へさらに付加価値の高いサービスを提供するマーケティングチェーンマネジメントサービス推進力をその源泉としております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、平成18年5月、中期事業計画「トランスコスモス中期事業計画について」を公表し、現在これを実現するべくインターネット広告、Web構築からコールセンターまで、付加価値の高いデジタルマーケティングサービスを提供し、顧客満足度の向上に邁進しております。具体的には、1. デジタルマーケティング業界ナンバーワンの地位を獲得、2. 日本最大のグローバルITアウトソーサーの地位獲得、3. BtoC事業の確立、のそれぞれを当該中期事業計画のミッションに掲げ、平成21年度売上高2,200億円および営業利益160億円を達成することを目標としています。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、当社は、取締役会・監査役会制度を軸にし、平成18年度には社外取締役3名および社外監査役3名を招聘することにより、さらに透明性の高い、公正な経営を実現することを最優先の課題として取組むなど、内部統制システムの充実を図っております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成18年5月22日および同年5月29日開催の取締役会決議ならびに同年6月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、信託型ライツ・プランの導入の一環として、住友信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行いたしました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の持株割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現した時点の（当社以外の）株主の皆様全員がこれを取得できるようにしておく仕組みです。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けべき受益者に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて新株予約権を交付することになります。信託型ライツ・プランの導入に伴い発行された新株予約権は、これを行行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、特定大量保有者（以下に定義されます。）が出現した日の翌日以後においては、当該時価の0.03%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げます。）となります。

新株予約権は、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量保有者」といいます。）になったことを示す公表がなされた日から原則として10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量買付者」といいます。）となる公開買付開始公告を行った日から原則として10日間が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができます。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則（以下「新株予約権細則」といいます。）に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできます。

すなわち、新株予約権の権利発動事由が発生し、新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、他の株主の皆様による新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得の結果、その有する持分割合が希釈化されるという影響を受ける可能性があります。

当社は、信託型ライツ・プランの導入に際し独立委員会を設置しております。独立委員会は、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他新株予約権の行使条件の不充足、新株予約権の取得等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定した場合には、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、実質的にこの独立委員会の勧告に従って、会社法上の機関としての決定を行うものとされています。

なお、信託型ライツ・プランのために、平成18年7月18日付で住友信託銀行株式会社に対して無償で発行された新株予約権の総数は75,000,000個です。新株予約権の行使期間は、原則として平成18年7月18日から平成21年6月30日までの3年間とされており、

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされます。株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請

求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることとなります。仮に、株主の皆様がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、信託型ライツ・プランの詳細については、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/news/pdf/ir060529.pdf>) に掲載の平成18年5月29日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

前記 (a)に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、信託型ライツ・プランは、前記 (b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、当社経営陣からの独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、信託型ライツ・プランの発動、行使条件の不充足および新株予約権の取得等に関する決定については独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められており、取締役会によりいつでも新株予約権を取得できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、発行された新株予約権の詳細につきましては、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (3)ライツプランの内容に記載のとおりであります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は210,033千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	48,794,046	48,794,046		

(注) 提出日現在発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第1 四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	第1回 973個 第2回 10個
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	
新株予約権の目的と なる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的と なる株式の数	第1回 194,600株 第2回 2,000株
新株予約権の行使時の 払込金額	第1回 1株当たり1,171円 第2回 1株当たり1,453円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成21年6月30日まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合 の株式の発行価格および 資本組入額	第1回 発行価格 1,171円 資本組入額 586円 第2回 発行価格 1,453円 資本組入額 727円
新株予約権の行使の 条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の取締役および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に 関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する 事項	
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。
2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。
3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数	1,046個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	209,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,611円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,611円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の役員および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。
2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。
3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数	1,218個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	243,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,270円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,270円 資本組入額 1,135円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の役員および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。
- 2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。
- 3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。
- なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

信託型ライツ・プラン

トランスコスモス第一回信託型ライツ・プラン(平成18年6月29日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数	75,000,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	75,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年7月18日から平成21年6月30日まで(注) 2、3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、(ア)ある者が特定大量保有者（下記「新株予約権の行使の条件」1）(i)に定義される。）になった日の翌日（以下「行使価額変動日」という。）より前においては、本新株予約権が行使される日（以下「行使日」という。）の属する月の前月の各取引日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）（ただし、当社の株式分割、株式併合その他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたとき当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。）を算術平均した額（以下「時価」という。）に3を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）とし、(イ)行使価額変動日以後においては、時価に10,000分の3を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- 2 平成18年7月18日（火）から平成21年6月30日（火）までとする。ただし、下記「当社による本新株予約権の取得」1）および2）の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日の前日までとする。また、平成21年1月1日（木）以降同年6月30日（火）以前に権利発動事由（下記「新株予約権の行使の条件」2）に定義される、以下同じ。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- 3 当社による本新株予約権の取得
- 1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が下記「新株予約権の行使の条件」3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、下記「新株予約権の行使の条件」1) に従い買収者が下記「新株予約権の行使の条件」1) に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
 - 2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- 4 本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価格とする。本新株予約権の行

使により当社株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とする。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

(i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。

() 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。

() 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。

() 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本()号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。

(v) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

() ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および()にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。）に限り、(i)特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記(i)ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または()上記()ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし()に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、または()一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または()の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること

(a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

(c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものであること

当社株主もしくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益（当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。）に反する重大なおそれがあること

4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、()当該買収が上記3)

(a) ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれなく、()当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、()当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は、平成18年5月22日および平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または、向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（信託型ライツ・プラン）を導入することを決議し、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会にて承認可決いたしました。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者	当社株主(自己株式の保有者としての当社は除く)
新株予約権の数	「(2)新株予約権等の状況 信託型ライツ・プラン」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
取得条項に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 信託型ライツ・プラン」の(注)3に記載しております。
信託の設定の状況	(注)1
代用払込みに関する事項	

(注) 1 信託の設定の状況

委託者	当社	
受託者	住友信託銀行株式会社	
受益者	第一受益者	将来の一時点における新株予約権交付事由発生時における委託者の最終の株主名簿に記載又は記録された株主
	第二受益者	委託者
信託管理人	設置する	
運用対象	信託目的に基づき、委託者が発行する新株予約権を無償にて引受	
信託契約締結日	平成18年7月18日	
信託契約の期間	平成18年7月18日～平成21年6月30日（但し、同日以前に新株予約権要項に定める権利発動事由（以下「権利発動事由」という）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月経過した日までとする。）	
信託財産交付事由	権利発動事由が発生し、かつ信託契約に定める新株予約権の第一受益者への交付につき、委託者の取締役会承認決議が行われた場合。	
信託の終了事由	信託契約に定める以下のいずれかに該当する事由が発生した場合。 受託者が第一受益者を確定することが不可能または著しく困難となる事由が生じた場合。 第一受益者に交付されるべき全ての新株予約権の交付が完了した場合。 信託期間が満了した場合。 信託が解除された場合。 新株予約権が全て消去された場合。	
新株予約権交付方法	信託契約に従い確定された第一受益者に対し、本人確認法上の本人確認を経た上で第一受益者に交付。但し、第二受益者には新株予約権の交付を行うことは信託契約上禁止。	
信託損益の取扱い	原則として年1回信託決算を行い、決算により確定した損益額は決算日の翌営業日に信託元本に組み入れます。	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日		48,794,046		29,065,968		

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成20年6月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成20年5月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認が出来ておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	12424 Wilshire Boulevard, Suite 600, Los Angeles, CA 90025, U.S.A	3,100	6.35

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,802,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,983,000	409,830	
単元未満株式	普通株式 8,946		
発行済株式総数	48,794,046		
総株主の議決権		409,830	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保険振替機構名義の株式が14,300株(議決権143個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	7,802,100		7,802,100	15.99
計		7,802,100		7,802,100	15.99

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,369	1,277	1,131
最低(円)	1,217	987	936

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,154,151	15,413,082
受取手形及び売掛金	23,587,569	26,487,264
営業投資有価証券	9,248,353	10,257,206
有価証券	17,344	19,753
商品及び製品	231,515	208,760
仕掛品	1,000,520	1,046,719
貯蔵品	12,186	10,704
その他	7,072,365	5,589,704
貸倒引当金	232,195	277,337
流動資産合計	54,091,811	58,755,859
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,542,423	1 5,704,613
工具、器具及び備品(純額)	1 5,138,292	1 5,268,432
土地	1,372,662	1,398,541
その他(純額)	1 792,225	1 737,215
有形固定資産合計	12,845,604	13,108,803
無形固定資産		
のれん	2,674,296	2,391,979
その他	5,308,201	4,969,118
無形固定資産合計	7,982,497	7,361,097
投資その他の資産		
投資有価証券	1,843,726	1,788,194
関係会社株式	6,140,573	6,490,609
その他の関係会社有価証券	294,147	358,218
出資金	6,800	6,700
関係会社出資金	389,477	393,825
差入保証金	5,088,110	5,083,992
その他	3,977,948	4,035,739
貸倒引当金	153,333	284,171
投資その他の資産合計	17,587,450	17,873,110
固定資産合計	38,415,552	38,343,011
資産合計	92,507,363	97,098,870

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,917,910	6,655,402
短期借入金	2 11,307,750	2 1,870,235
1年内償還予定の社債	141,000	5,312,000
1年内返済予定の長期借入金	42,597	43,480
未払金	3,662,676	4,300,654
未払法人税等	1,233,431	2,675,343
未払消費税等	1,407,626	1,695,781
賞与引当金	4,747,011	3,147,121
その他	6,769,862	6,448,109
流動負債合計	34,229,867	32,148,129
固定負債		
社債	56,000	36,000
長期借入金	14,774,354	14,689,530
退職給付引当金	246,873	144,196
その他	459,220	320,116
固定負債合計	15,536,448	15,189,842
負債合計	49,766,315	47,337,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065,968	29,065,968
資本剰余金	23,009,730	23,057,566
利益剰余金	1,265,264	3,649,849
自己株式	19,749,234	17,834,374
株主資本合計	33,591,729	37,939,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	347,344	310,530
繰延ヘッジ損益	1,968	7,134
為替換算調整勘定	2,541,495	4,716,406
評価・換算差額等合計	2,886,870	5,019,802
新株予約権	300	-
少数株主持分	6,262,147	6,802,085
純資産合計	42,741,048	49,760,898
負債純資産合計	92,507,363	97,098,870

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	40,294,331
売上原価	33,167,450
売上総利益	7,126,880
販売費及び一般管理費	1 7,391,324
営業損失()	264,444
営業外収益	
受取利息	31,906
受取配当金	9,489
為替差益	57,453
その他	96,504
営業外収益合計	195,353
営業外費用	
支払利息	82,651
デリバティブ評価損	221,539
持分法による投資損失	78,549
その他	36,423
営業外費用合計	419,164
経常損失()	488,255
特別利益	
固定資産売却益	1,024
貸倒引当金戻入額	18,930
持分変動利益	147,457
その他	49,824
特別利益合計	217,236
特別損失	
固定資産売却損	27,465
減損損失	12,834
関係会社株式評価損	106,424
その他	90,962
特別損失合計	237,687
税金等調整前四半期純損失()	508,707
法人税、住民税及び事業税	1,072,755
法人税等調整額	604,992
法人税等合計	467,763
少数株主損失()	257,569
四半期純損失()	718,900

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	508,707
減価償却費	661,154
減損損失	12,834
のれん償却額	135,189
無形固定資産償却費	446,255
賞与引当金の増減額(は減少)	1,596,280
貸倒引当金の増減額(は減少)	151,322
退職給付引当金の増減額(は減少)	77,642
受取利息及び受取配当金	41,395
支払利息	82,651
為替差損益(は益)	57,453
持分法による投資損益(は益)	78,549
関係会社株式評価損	106,424
持分変動損益(は益)	147,457
固定資産除却損	15,827
売上債権の増減額(は増加)	2,609,354
営業投資有価証券の増減額(は増加)	91,632
営業投資有価証券評価損	227,566
たな卸資産の増減額(は増加)	17,975
仕入債務の増減額(は減少)	1,687,085
その他	1,157,607
小計	2,408,309
利息及び配当金の受取額	75,928
利息の支払額	77,459
法人税等の支払額	2,424,233
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,455
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	110,973
有形固定資産の取得による支出	967,242
無形固定資産の取得による支出	800,151
投資有価証券の取得による支出	140,989
関係会社株式の取得による支出	296,363
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	45,096
差入保証金の差入による支出	234,865
差入保証金の回収による収入	81,550
その他の支出	672,830
その他の収入	526,181
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,660,781

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	9,500,000
短期借入金の返済による支出	45,670
長期借入金の返済による支出	10,469
自己株式の取得による支出	1,993,750
自己株式の売却による収入	31,055
少数株主からの払込みによる収入	305,614
社債の償還による支出	5,171,000
配当金の支払額	1,639,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	976,102
現金及び現金同等物に係る換算差額	566,648
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,268,783
現金及び現金同等物の期首残高	14,821,707
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,090,490

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
該当事項ありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間の連結子会社の異動は次の通りであります。</p> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none">・ネットゴーストPIPOPA製作委員会(平成20年4月1日付、設立)・株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得による持分法適用会社からの変更)・トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社(追加取得による非連結子会社からの変更)・デジット株式会社(追加取得による変更)
2	<p>持分法の適用範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間の持分法適用会社の異動は次の通りであります。</p> <p>(除外)</p> <ul style="list-style-type: none">・株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得により連結子会社へ変更)
3	<p>連結子会社の四半期連結決算日の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間に新たに連結子会社に異動した株式会社アレス・アンド・マーキュリーおよびデジット株式会社の決算日は、4月30日であります。連結財務諸表作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>
4	<p>会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ5,794千円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3	固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の実績を反映し年間償却予定額を期間按分する方法によっております。 なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4	法人税等ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の算定方法 一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	税金費用の計算 一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,411,905千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,301,283千円です。
2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約 当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額 20,000,000千円 借入実行残高 9,400,000千円 差引額 10,600,000千円	2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約 当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額 19,000,000千円 借入実行残高 差引額 19,000,000千円
3 偶発債務 当社は、平成19年8月3日ジーイーキャピタルリーシング株式会社から、ASP型CADソフトウェアの販売取引に関して、約19億円の売買代金返還訴訟を提起され、また、同取引に関与した当社他5社に対して約58億円の損害賠償請求訴訟を提起されました。 なお、約19億円の訴訟と約58億円の訴訟は、別訴になっておりますが、事実関係は、19億円の限度において、重複しております。 また、この取引は、最終ユーザーの元社員の詐欺行為が発端となっており、最終ユーザーがジーイーキャピタルリーシング株式会社との契約行為を否認したことにより、同社への販売者である当社および他2社ならびに最終ユーザーに対して訴訟を提起したものであります。	3 偶発債務 同左

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	14,628千円
広告宣伝費	178,019千円
役員報酬	205,716千円
給与賞与	2,937,960千円
賞与引当金繰入額	339,004千円
求人費	223,052千円
地代家賃	399,167千円
減価償却費	148,046千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	13,154,151千円
有価証券勘定	17,344千円
計	13,171,495千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	618,572千円
現金及び現金同等物	12,552,923千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,794,046

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,484,636

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の 種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			
連結子会社	普通株式	600	300
合計		600	300

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,639,676	40	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項ありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年3月24日および平成20年5月20日開催の取締役会決議による自己株式の取得を当四半期に行いました。この結果自己株式が1,914,859千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が、19,749,234千円となっております。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間
(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および四半期末残高相当額

	有形固定資産 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	795,983	169,121	965,105
減価償却累計額相当額	446,707	94,030	540,737
四半期末残高相当額	349,276	75,090	424,367

2. 未経過リース料四半期末残高相当額等

未経過リース料四半期末残高相当額

1年内	221,610千円
1年超	215,926千円
合計	437,536千円

3. 支払リース料、減価償却相当額および支払利息相当額

(四半期連結累計期間)

支払リース料	80,931千円
減価償却費相当額	74,734千円
支払利息相当額	2,806千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
金利スワップ	200,000	11,148	11,148
通貨スワップ	2,292,432	332,850	332,850
合計	2,492,432	343,999	343,999

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	情報サービス 事業 (千円)	コーポレート ベンチャー キャピタル事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	40,025,744	268,586	40,294,331		40,294,331
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	497		497	(497)	
計	40,026,241	268,586	40,294,828	(497)	40,294,331
営業利益又は 営業損失()	1,671,037	479,205	1,191,831	(1,456,275)	264,444

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 情報サービス事業.....情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務、商品・製品の販売

(2) コーポレートベンチャーキャピタル事業.....事業開発投資事業

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(1,457,997千円)の主なものは、親会社の総務部門等管理部門に係る経費であります。

4 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、「情報サービス事業」で5,794千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	アジア (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	37,141,000	318,486	2,834,843	40,294,331		40,294,331
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	63,392	26,076	403,287	492,757	(492,757)	
計	37,204,393	344,563	3,238,131	40,787,088	(492,757)	40,294,331
営業利益又は 営業損失()	1,393,435	221,499	63,311	1,235,246	(1,499,690)	264,444

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(1,457,997千円)の主なものは、親会社の総務部門等管理部門に係る経費であります。

3 「アジア」に属する国および地域は、中国および韓国であります。

4 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、「アジア」で5,794千円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	アメリカ	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	358,882	2,915,083	3,825	3,277,790
連結売上高(千円)				40,294,331
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	0.9	7.2	0.0	8.1

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1)アメリカ・・・アメリカ

(2)アジア・・・韓国、中国

(3)その他・・・欧州

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
927円99銭	1,047円98銭

(注) 1株当たり純資産の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計金額(千円)	42,741,048	49,760,898
普通株式に係る純資産額(千円)	36,478,600	42,958,812
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	300	
少数株主持分	6,262,147	6,802,085
普通株式の発行済株式数(株)	48,794,046	48,794,046
普通株式の自己株式数(株)	9,484,636	7,802,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	39,309,410	40,991,916

2 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額
17円94銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	718,900
普通株式に係る四半期純損失(千円)	718,900
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	40,062,488
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 恩 田 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 一 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスモス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。